芦屋大学

# 学生支援の手引

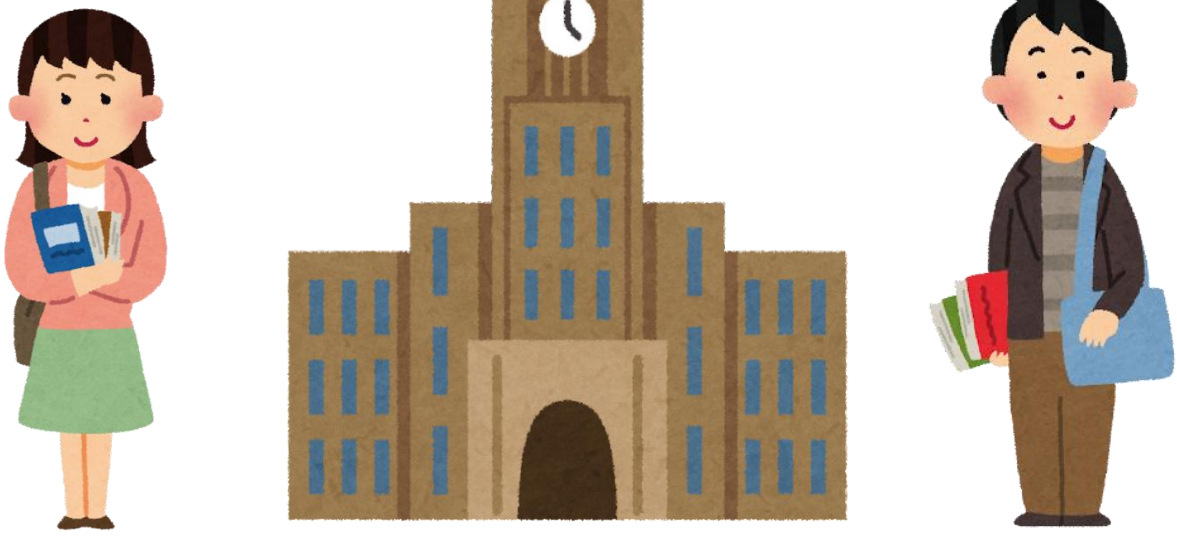

2026.4 月

# 学生支援の手引

## 目　次

１．学生支援基本方針

２．合理的配慮について

（１）合理的配慮とは

（２）合理的配慮の申請

（３）合理的配慮の合意形成

（４）合理的配慮の手続き

（５）合理的配慮の対象者

（６）合理的配慮の具体例

３．芦屋大学における合理的配慮の具体例について

（１）肢体不自由

（２）聴覚障害

（３）視覚障害

（４）発達障害及び精神障害

（５）その他

（６）合理的配慮の内容に含まれないもの

４．合理的配慮等学生支援体制について

（１）学生支援体制

（２）支援を必要とする学生への周知

（３）結果のモニタリング

（４）記録について

５．合理的配慮に関する申請書類について

６．各部署の紹介

７．豊かな学生生活のために

８．合理的配慮を受けるには（チャート版）

９．学生支援体制

## Ⅰ．学生支援基本方針

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が 2016 年 4 月より施行されました。障害のある人も、ない人もその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指し、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」について規定しています。

また、2024 年 4 月より改正障害者差別解消法が施行され、「合理的配慮の提供」は、学校法人を含む民間業者でも「義務化」となりました。

学校法人として芦屋大学では、学生一人一人の個性を重んじ、学生が平等に学び、豊かな学生生活を送ることができるよう、修学のための必要かつ適切な支援を行うことを基本方針とし、実践していきます。

## ２． 合理的配慮について

### （１）合理的配慮とは

合理的配慮とは、下記に定義されているように、障害者から、何らかの助けを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な便宜を提供することです。

> 2006 年 12 月　国連（国際連合）で採択された障害者権利条約　第 2 条
> 「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

芦屋大学では、学生一人一人の平等に学ぶ機会が制限されることのないよう配慮を行っています。ただし、それは教育や評価の基準を変えることではなく、また、他の学生に多大な影響を及ぼすような教育の変更をもたらすものではありません。

### （２）合理的配慮の申請

学生から申し出があった場合、学生健康管理センター、教育相談所は、相談の機会を設けます。対話を重ね、必要とする支援について話し合い、申請方法の案内をします。

申請書等の提出がなくても困り事がある場合は、学生の意向を確認する相談の機会を設け、必要な支援について検討します。

### （３）合理的配慮の合意形成

芦屋大学では、大学が合理的配慮について一方的に決めるのではなく、学生からの申請に基づき、困り感やニーズを丁寧に聴き取り、大学としてできること、できないことを伝え、対話を重ねて双方の合意形成に努めます。

学生が具体的にどうしたらよいか分からない場合、自ら意思決定を行なうことが困難である場合は、配慮の受け方について支援し、大学としてできること、できないことを伝え、対話を重ねて双方の合意形成に努めます

（４）合理的配慮の手続き

双方の合意形成後、大学は、学生より申請書類と根拠資料の提出を受けます。その後、障がい学生支援委員会・大学運営会議において、合理的配慮について検討を行います。
大学として提供可能な配慮が決定後、学生と保護者に配慮内容について説明を行い、具体的な配慮の提供や支援が始まります。合理的配慮の内容については、学長より履修科目の担当教員に宛てた文書が発行されます。文書は、学生より履修科目の担当教員に手渡しします。

（５）合理的配慮の対象者

合理的配慮の対象者は、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生です。障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料の提出にご協力お願いします。

（６）合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例としては内閣府「合理的配慮サーチ」で確認をしてください。

３．芦屋大学における合理的配慮の具体例について

（１）肢体不自由

各講義室、学生食堂への出入口にはスロープの設置、各階への移動はエレベーターの設置によりバリアフリーとなっています。（一部指導教官室への出入りは、配慮が必要となります。）
教室内での座席位置の工夫については、予め検討を行っています。

（２）聴覚障害

座席位置の工夫、音声機器の有効利用、プリントの個別配布等、個々の聴覚に合わせた配慮を提供しています。

（３）視覚障害

座席位置の工夫等、個々の視機能に合わせた配慮を提供します。

（４）発達障害及び精神障害

発達障害や精神障害は多様な主症状があり、それらは目に見えにくいという特徴があります。学生生活全般において、様々な困難があることが予想されます。
芦屋大学では、専門的知識を持つ相談員が中心となり、一人ひとりの状況を理解し支援をしています。
また、学校医と連携し、体調や治療状況に応じ支援しています。
座席位置の工夫（周りが空いた静かな席、最前列の席を優先的に確保する）、 グループワークが難しい場合、教員が補助するか代替方法を提案する等の配慮を提供します。

（５）その他

上記（１）～（４）のほか、病弱、高次脳機能障害等、様々な障害について芦屋大学では、学生・保証人（保護者）・主治医・学校医と連携し、一人ひとりの状況に応じた配慮・支援を行います。

（６）合理的配慮の内容に含まれないもの

① 教育に関わる本質的な変更、単位認定基準や卒業要件の緩和など
② 大学側に財政面や体制面で過度な負担がかかるもの
③ 教育とは関係のない生活全般に関すること

４．合理的配慮等学生支援体制について

（１）学生支援体制：１３ページ

合理的配慮等学生支援に関する流れを示したものです。
相談、具体的支援、申請についての窓口は、学生課、学生健康管理センター、教育相談所です。相談しやすい窓口に来てください。各窓口が連携し、あなたに適切な支援を提供します。
学生健康管理センターには、看護師が常駐しています。体と心の相談に応じます。
教育相談所には、専門的知識を持つ相談員、カウンセラーが対応する、ほっとできる場所『ほっとルーム』があります。また、カウンセリングを受ける事ができるカウンセリングルームを併設しています。
教務課、教職支援課、国際交流課、就職課は、必要に応じ対応します。

（２）支援を必要とする学生への周知

大学のホームページに、「配慮等が必要な学生への支援」「学生支援の手引」を掲載しています。
〇芦屋大学 HP　「配慮等が必要な学生への支援」
https://www.ashiya-u.ac.jp/studentlife/handicapped/

（３）結果のモニタリング

芦屋大学では、合理的配慮の提供後も、学生と教員双方から配慮の結果について聴き取りを行っています。これは、進級や履修する科目により、学生が希望する合理的配慮内容が変化する可能性があるからです。

（４）記録について

相談内容、合理的配慮の対応については、個人記録として保存いたします。
個人記録は学校法人芦屋学園　個人情報保護規則に基づき、学生健康管理センターにおいて厳重に管理いたします。

５．合理的配慮に関する申請書類について

（１）合理的配慮を希望する場合、以下の書類を学生健康管理センターに提出してください。

ア）　支援要望書(①)：７ページ

イ）　個人情報使用承諾書(②)：８ページ

ウ）　障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料

※９ページ「③合理的配慮についてのお願い」については、大学が作成します。

①　　ルート）学生・保証人 → 学生健康管理センター → 学生・保証人に複写を提供

年　　月　　日

芦屋大学　学長　殿

支援要望書

芦屋大学においての修学に際して、以下の点について支援を要望します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学籍番号 | | 氏名 | |
| 学部<br>学科 | 学部<br>学科 | 電話番号 | 学生：<br>保証人： |
| 住所 | 〒 | | |

| | |
|---|---|
| 障害名 | |
| 現在の<br>状況 | |
| 希望する<br>支援内容 | 希望する内容については、できるだけ具体的に記入してください。 |
| 記載者名 | （続柄：　　） |

障がいの内容や程度がわかる書類（診断書、障害者手帳、高校等における個別教育支援計画書等）を添付してください。

この書類の受領日（大学側記載）　　年　　月　　日

②　ルート）学生・保証人 → 学生健康管理センター → 学生・保証人（保護者）に複写を提供

年　月　日

芦屋大学　学長　殿

（学部・学科 ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 学籍番号 ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 氏 名 ）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 住 所 ）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

# 個人情報使用承諾書

私は、芦屋大学において、修学に際して支援を要望するにあたり、個人情報の取り扱いについて、以下の事項を確認の上、共有することを承諾します。

１）個人情報保護管理者

芦屋大学　教育相談所　所長

芦屋大学　学生部　　学生部長

電話番号　0797-23-0661（代表）

２）個人情報の使用目的

①修学上の配慮に関する検討

②就職活動の支援に関する検討

③学生生活支援に関する検討

３）個人情報の提供に関する事項

提供の目的：上記の使用目的に同じ

提供する個人情報：氏名・学籍番号・郵便番号・住所・電話番号・生年月日・性別

身体に係る情報・障がいの内容や程度がわかる書類（診断書、障害者手帳、高校等での個別の教育支援計画書等）

提供先：修学上の支援に係わる教員、職員

提供の手段：面談、メール送信

４）個人情報の取り扱い

芦屋大学が保有する個人情報は、学校法人芦屋学園 個人情報保護規則に基づき、学生健康管理センターにおいて厳重に管理いたします。

芦屋大学では、「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」の施行に基づき、支援を必要とする学生の皆さんが豊かな学生生活を送れるよう、その要望を聞きとり、適切で合理的な配慮を提供します。その際に、要望書等の個人情報について、支援に係わる教職員が共有します。
本承諾書は、この点について、学生と保証人の承諾を確認する書類です。

この書類の受領日（大学側記載）　　年　　月　　日

③ ルート）学長→担当教員
学生健康管理センター → 学生・保証人に複写を提供

年　　月　　日

担当教員　様

芦 屋 大 学
学長　窪田　幸子

合理的配慮についてのお願い

下記の学生について授業等に出席する場合、以下の点でご配慮くださいますよう、お願い申しあげます。

| | |
|---|---|
| 氏名 | |
| 学部<br>学科 | |
| 診断名 | |
| 現在の状況 | |
| 合理的配慮内容 | |

※合理的配慮に関する問い合わせ先：芦屋大学　学生健康管理センター：080-6188-0338

## ６．各部署の紹介

【５号館Ｉ階：学生部カウンター】

【セミナーセンター3 階：教育相談所 ほっとルーム】

【セミナーセンター２階：学生健康管理センター】

【セミナーセンターＩ階：カウンセリングルーム】

## ７．合理的配慮を受けるには（チャート版）

１．学生及び保証人が学生部、学生健康管理センター、教育相談所に問い合わせ・相談をします。

↓

２．学生及び保証人は、学生部長、教育相談所所長、学生健康管理センター職員、ほっとルーム相談員と面談を行います。(障害等を証明できる障害者手帳、医師の診断書等の根拠資料を持参してください。)

↓

３．合理的配慮の提供を希望する場合は、支援要望書、個人情報使用承諾書を提出してください。

↓

４．面談における申し出と、提出された支援要望書に基づき、障がい学生支援委員会にて、合理的配慮について検討します。(検討には２～４週間かかります。)

↓

５．障がい学生支援委員会より大学に、提供可能な配慮について提案を行います。
大学は、提供可能な合理的配慮を決定します。

↓

６.提供可能な合理的配慮について、履修する科目の担当教員に周知、連携し対応します。
「合理的配慮についてのお願い」を、学生より履修担当の教員に手渡しをします。

↓

７．合理的配慮の提供後も、学生と教員双方から配慮の結果について聴き取りを行っています。

# 豊かな学生生活のために
## ～支援や助言を受けたい方へ～

芦屋大学では、皆さんの学生生活を支えるために、様々な支援を行っています。
困っていること、悩んでいること、支援を受けたいことがありましたら直接相談するか、電話連絡をしてください。

【困っていますか】

- 授業中、ノートをとるのに時間がかかる。
- 教室移動時に支援してほしい。
- 授業の映像がよく見えない。
- 先生の声、動画の音声が聞き取れない。
- グループワークが苦手で参加できない。
- 発言を求められると、とても緊張する。
- 授業の内容が理解できない。
- 大きな音、うるさいのが苦手。
- レポートを作成するのに時間がかかる。

【悩んでいますか】

- 友達がいない。うまく話せない。
- 友達との付き合い方が分からない。
- 友達とのトラブルが多い。
- からかいを受けることがある。
- 人が怖い。
- 学校に行きたくない。行けない。
- 将来が不安、気持ちが晴れない。
- 落ち着かない、イライラする。
- 自分の適性が分からない。

| 相談内容 | 相談部署 |
|---|---|
| 「こころ」「体」「病気」の相談<br>合理的配慮に関する相談 | 学生健康管理センター<br>（セミナーセンター2階） |
| ASD、ADHD、SLD等に関する相談<br>合理的配慮に関する相談、居場所<br>カウンセリング | 教育相談所　（セミナーセンター3階）<br>ほっとルーム　（セミナーセンター3階）<br>カウンセリングルーム　（セミナーセンター1階） |
| 大学生活全般<br>奨学金など経済面に関する相談 | 学生課　　（本館・5号館1階カウンター） |
| 履修科目・授業・成績に関する相談 | 教務課　　（本館・5号館1階カウンター） |
| 教員免許取得に関する相談 | 教職支援課　（本館・5号館1階カウンター） |
| 就職活動に関する相談 | 就職課　　（本館・5号館） |
| 留学生の相談 | 国際交流課　（本館・5号館） |

連絡先（受付時間：9：00～17：00）
・芦屋大学　電話：0797-23-0661
・芦屋大学　学生健康管理センター　電話：080-6188-0338

9．学生支援体制

⑦合理的配慮を
受ける学生

合理的配慮の提供

⑤学長

合理的配慮
の依頼

合理的配慮内容の審議･決定

④運営会議

⑥・学部長
・学科長
・授業担当の先生
・ゼミ担当の先生

① 相談

合理的配慮の申し出

合理的配慮
内容の提案

・学生部長
総合的状況把握
助言指導

③障がい学生
支援委員会

合理的配慮
の提案

・教務課
・教職支援課
・学生課
・国際交流課
・就職課

②・学生健康管理センター
・教育相談所
（ほっとルーム）
（カウンセリングルーム）